

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">北海道バイオマスネットワーク会議設置要綱</p> <p>第1～第5、第7 (略)</p> <p>第6 事務局 (1) 会議の事務局は、北海道環境生活部環境局気候変動対策課に置く。 (2) 事務局に事務局長を置くことができる。</p> <p>附則 この要綱は、平成17年9月21日から施行する。 (略) この要綱は、平成29年7月27日から施行する。 この要綱は、平成30年7月19日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">北海道バイオマスネットワーク会議設置要綱</p> <p>第1 目的 北海道らしい循環型社会の形成に向けて、国内でも賦存量が随一であるバイオマスの有効利用を促進するため、地域におけるバイオマス利活用の取組を促進・支援するとともに、さらに将来に向けた全道的なネットワークを構築するための組織として、北海道バイオマスネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置する。</p> <p>第2 活動内容 会議では、循環型社会形成に向けて、道内におけるバイオマスの利活用を進めるため、次の事項について調査・研究等を行う。 ① 事業化の促進 ② 人的交流や地域間交流の促進 ③ 先進的な取組・技術の情報収集とその普及促進 ④ その他道内におけるバイオマスの利活用を推進するために必要な事項</p> <p>第3 組織 (1) 会議は、バイオマス利活用の推進に関連する、別表の大学等、関係団体、試験研究機関、行政機関及びその他の団体（以下「団体等」という。）並びに設立趣意書に賛同する個人・団体・事業者等（以下「会員」という。）で構成する。 (2) 会議には、大学等及び団体等が推薦する者（以下「委員」という。）並びに会員が参加する。 (3) 会議に会長を置き、委員の中から選任する。 (4) 会長は、会議を代表し会務を総理する。 (5) 大学等及び団体等は、必要に応じ追加・変更することができる。 (6) 会員の登録は、別に定める手続きにより行う。 (7) 会長に事故があるとき、会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>第4 運営 (1) 会議は、会長が招集する。 (2) 会長は、バイオマスの利活用等に関し必要なときは、委員及び会員以外の者に会議への参加を求めることができる。 (3) バイオマスの利活用に関し、専門的な事項を調査・検討するため、委員及び会員で構成する部会を置くことができる。部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。 (4) 会議及び部会は、原則として公開とする。</p> <p>第5 幹事会 (1) 会議に幹事会を置く。 (2) 幹事会は、会長及び会長の指名する者をもって構成する。 (3) 幹事会は、会長を座長として、会議に係る提案・報告及び部会との協議・調整等の運営にあたる。</p> <p>第6 事務局 (1) 会議の事務局は、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課に置く。 (2) 事務局に事務局長を置くことができる。</p> <p>第7 その他 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。</p> <p>附則 この要綱は、平成17年9月21日から施行する。 (略) この要綱は、平成29年7月27日から施行する。</p>

北海道バイオマスネットワーク会議設置要綱（改正案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(別表)</p> <p>1 大学等（1） 北海道大学大学院工学研究院</p> <p>2 関係団体（12） 北海道経済連合会 北海道農業協同組合中央会 北海道漁業協同組合連合会 一般社団法人 北海道食品産業協議会 一般社団法人 北海道酪農畜産協会 北海道水産物加工協同組合連合会 北海道木材産業協同組合連合会 日本ホテル協会北海道支部 北海道ホテル旅館生活衛生同業組合 北海道スーパーマーケット協会 一般社団法人 北海道消費者協会 公益社団法人 北海道産業廃棄物協会</p> <p>3 試験研究機関（9） 国立研究開発法人 土木研究所寒地土木研究所 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 環境科学研究センター 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 工業試験場 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 中央水産試験場 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 中央農業試験場 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 畜産試験場 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 食品加工研究センター 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 林産試験場 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 林業試験場</p> <p>4 行政機関（75） 国土交通省北海道開発局 経済産業省北海道経済産業局 環境省北海道地方環境事務所 農林水産省北海道農政事務所 夕張市、芦別市、三笠市、滝川市、南幌町、札幌市、江別市、石狩市、当別町、ニセコ町、真狩村、倶知安町、室蘭市、苫小牧市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、日高町、平取町、浦河町、函館市、知内町、八雲町、旭川市、東神楽町、当麻町、東川町、美瑛町、占冠村、和寒町、下川町、美深町、音威子府村、留萌市、天塩町、猿払村、浜頓別町、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、小清水町、遠軽町、滝上町、興部町、大空町、帯広市、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、幕別町、豊頃町、足寄町、陸別町、釧路市、厚岸町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、中標津町、別海町、北海道</p> <p>5 その他の団体（4） 十勝バイオマス利活用促進会議 農業系未利用バイオマス利用促進ワーキンググループ(そらちエコポロジェクト推進事業) バイオマスネットワークねむろ 北海道バイオディーゼル研究会</p>	<p>(別表)</p> <p>1 大学等（1） 北海道大学大学院工学研究院</p> <p>2 関係団体（12） 北海道経済連合会 北海道農業協同組合中央会 北海道漁業協同組合連合会 一般社団法人 北海道食品産業協議会 一般社団法人 北海道酪農畜産協会 北海道水産物加工協同組合連合会 北海道木材産業協同組合連合会 日本ホテル協会北海道支部 北海道ホテル旅館生活衛生同業組合 北海道スーパーマーケット協会 一般社団法人 北海道消費者協会 公益社団法人 北海道産業廃棄物協会</p> <p>3 試験研究機関（9） 国立研究開発法人 土木研究所寒地土木研究所 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 環境科学研究センター 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 工業試験場 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 中央水産試験場 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 中央農業試験場 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 畜産試験場 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 食品加工研究センター 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 林産試験場 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 林業試験場</p> <p>4 行政機関（72） 国土交通省北海道開発局 経済産業省北海道経済産業局 環境省北海道地方環境事務所 農林水産省北海道農政事務所 _____、芦別市、三笠市、滝川市、南幌町、札幌市、江別市、石狩市、当別町、ニセコ町、真狩村、倶知安町、室蘭市、苫小牧市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、日高町、平取町、浦河町、函館市、知内町、八雲町、_____、東神楽町、当麻町、東川町、美瑛町、占冠村、和寒町、下川町、美深町、音威子府村、留萌市、天塩町、猿払村、浜頓別町、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、小清水町、遠軽町、滝上町、興部町、大空町、帯広市、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、幕別町、豊頃町、足寄町、陸別町、釧路市、厚岸町、標茶町、弟子屈町、_____、中標津町、別海町、北海道</p> <p>5 その他の団体（4） 十勝バイオマス利活用促進会議 農業系未利用バイオマス利用促進ワーキンググループ(そらちエコポロジェクト推進事業) バイオマスネットワークねむろ 北海道バイオディーゼル研究会</p>